

令和6年2月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	3
農林水産商工常任委員会	4
地域県土警察常任委員会	5

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

農 6年－2 (R6.2.5)	農 林 水 産	食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情	4頁
----------------------	---------	----------------------------	----

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

地 6年－1 (R5.12.22)	地 域	いわゆる裏金問題の再発防止について	5頁
地 6年－3 (R6.2.16)	危 機 管 理	能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情	7頁
地 6年－4 (R6.2.19)	地 域	政党助成金の廃止を求める意見書の提出について	9頁
地 6年－5 (R6.2.19)	地 域	企業・団体献金の廃止を求める意見書の提出について	11頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－2 (R6.2.5)	農 林 水 産	食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情	
▶陳情事項 次の事項について、地方自治法第 99 条の規定により政府に意見書を提出すること。 ・「新基本法」制定に当たっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。			

▶陳情理由 政府は、令和 6 年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することを目指している。 日本のカロリー自給率 38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率 28%は世界 185 カ国中 129 位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5 次にわたる「基本計画」で食糧自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。これは、現行基本法は、「基本計画」で「自給率向上」を設定したものの、単なる閣議決定のため、法的拘束力がないためである。 さらに、政府の「新基本法」の検討では、食糧自給率との文言もない。食糧自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。 いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増える中、食糧自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、上記事項について、政府に意見書を提出していただきたい。
▶提 出 者 鳥取県農民運動連合会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－1 (R5.12.22)	地 域	いわゆる裏金問題の再発防止について	

▶陳情事項

次の事項について、国に対し、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出すること。

- 1 いわゆる裏金問題について、その実態を徹底究明し、再発防止に努めること。
- 2 寄付者やその金額など、政党のお金の動きを政治資金収支報告書にきちんと記載するようにし、政治資金規正法に係る「政治資金パーティー」や「寄付」のあり方を見直すこと。

▶陳情理由

悪事を文化と言い切るところに、この問題の根深さが見える。波紋が広がり続ける自民党の裏金問題。令和 5 年 12 月 15 日には、今まで否定していた鈴木前総務大臣が一転、キックバックを認めた。

「総額で 60 万円が派閥から、還流（キックバック）されているということが分かりました。（キックバックは）この世界で“そういう文化”という大変ですが、認識があったのかなと自分は思っています。」別の報道には、「たまたまいわゆるノルマ分を上回ったら、（派閥から）自動的に返ってくる。それは悪意でもなんでもなく、ある面で文化でもあったので。」

つまり、当たり前になっているということだ。

不記載の裏金は、安倍派だけで 5 年間で総額 5 億円。その他の派閥でも、億単位の裏金があることがわかった。時代劇の、饅頭の下に小判を入れているようなことが、いまの政治で当然のように起きている。「お主も悪よのう」では済まない。

今回問題になっているのは、政治資金収支報告書への不記載である。民間でこれをやったら、加算税、重加算税。しかし、政治家は何のお咎めもない。修正で済んでしまう。こんなことで許されるわけがない。国民の怒りは頂点に達している。

そもそもパーティー券とは、政治家が寄付を集める目的で開催されるもので、企業などにそれを買ってもらい、その収益を政治活動に利用するものだ。実際には、出される食事などは安価なもので、かなりの儲けがあると聞く。派閥のパーティー券を 10 枚購入した会社の幹部は報道に、実際にパーティーに出席したのは 1 人だったと明かし「企業は議員に頼まれたら断れない」、「10 人が出席するつもりは初めからなく、（出席しない）9 人分は実質的には寄付だ」という。「適当に付き合っておくしかないけど、こんなやり方を続けていいのか疑問はある。」

別の政治団体の担当者は、裏金について、「お金が政治活動以外に使われると思って券を買ってはいない」と。当然である。もともとパーティー券の購入が、飲食物や講演の対価でないと認識しつつ購入するならば、それは寄付になるのである。

※参考

「債務の履行としてなされるもの以外のものは全て寄付となるので、対価関係にあるものでも対価相当分を越えて金銭、物品その他の財産

上の利益の供与、又は交付がある場合はその越える部分は寄付と解される」「例えば政治資金パーティー券の購入代は通常はパーティー出席のための対価と考えられるが、その代金が社会通念上の対価を越えるものである場合は当該越える部分は寄付として取り扱われることになる」（逐条解説政治資金規正法・平成11年3月1日3版発行・自治省選挙部政治資金課編）

政治献金の場合、5万円を超える場合には献金者の氏名、住所等が政治資金収支報告書に記載の義務があるが、政治資金パーティー券の購入の場合には、20万円を超える場合になっている（政治資金規正法第12条第1項第1号ト）。これも、パーティーをやりたい原因なのだろう。パーティー券を売るのが10枚単位なのは、そういう理由もあるようだ。そもそも本来、5万円とか20万円といわず、1円単位でも動きがあれば、きちんと報告するべきである。県議会をみてほしい。県議会では、きちんと政務活動費の報告書に1円単位で報告され、そこは評価している。

ついては、次のとおり陳情する。

いわゆる裏金問題について、その実態を徹底究明し、再発防止に努めること、また、寄付者やその金額などお金の動きをきちんと記載するようにし、政治資金規正法に係る「政治資金パーティー」や「寄付」のあり方を見直すこと、以上について、国に対し、地方自治法第99条の規定によって意見書の提出を賜りたい。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－3 (R6.2.16)	危 機 管 理	能登半島地震を踏まえて「原子力災害対策指針」及び「地域防災計画・広域住民避難計画」の見直しと、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情	

▶陳情事項

- 1 原子力規制委員会に対して、能登半島地震を踏まえ、「原子力災害対策指針」の見直しを行うことを求めること。
- 2 今回の能登半島地震を受けて、鳥取県として「地域防災計画」及び「広域住民避難計画」の必要な改訂を行うこと。
- 3 上記1・2と関連して、当面、自然災害や原発事故への県民の不安を解消するために、島根原発2号機の「再稼働への了解」を一旦撤回すること。

▶陳情理由

本年1月1日、能登半島大地震が発生し、能登半島一帯においては多数の死者や行方不明者、負傷者、避難生活者が発生するなど、未曾有の被害が起こっている。

石川県羽咋郡志賀町においては、北陸電力志賀原子力発電所（以下「志賀原発」という。）から9km離れた地点で震度7、加速度2,826ガルを記録している。志賀原発では震度5強の観測、加速度が、一部で想定をわずかに上回っていたことが分かっている。原子力規制庁によると、「想定を上回ったのは1、2号機の基礎部分で観測された、東西方向の0.47秒周期の揺れ。大きさを示す加速度（ガル）は、1号機が957ガル（想定は918ガル）、2号機は871ガル（同846ガル）だった」としている。また、地震に加えて3mの津波の襲来を受けた。

同原発が運転停止中であったことは幸いだったが、2系統の外部電源を喪失、非常用発電機の故障、電源変圧器の油漏れの故障、使用済核燃料プールの水の飛散、地盤沈下等が発生した。特に、外部電源喪失は、原発の冷却機能喪失につながりかねない重大な事故となり、地震の影響を無視することはできない。

そして、志賀原発外部に設置されているモニタリングポスト18箇所が使用不可能の状態に陥ったことは、原発事故の際、避難指示などの防護措置や飲食物の摂取制限を出すことが困難となるなどの問題を露呈した。

今回の地震について、原子力規制委員会の会合において、能登半島北部に連なる細切れの活断層が、およそ150km以上にわたって連動したとされている。このことを北陸電力は想定することができていなかった。これは、活断層評価及び連動評価のあり方に対する信頼を失墜させた。

また、鈴木康弘日本活断層学会会長（名古屋大学教授）は、能登半島地震は震源となった断層の他におよそ20km離れた内陸の断層もほぼ同時に動いていたことが分かったとし、「今まで前例がほとんどない」、「新しい発見」と述べている（令和6年1月25日テレビ朝日）。今後も新知見が発表される可能性が出てきている。

このことを踏まえると、中国電力は、宍道断層と鳥取西部沖断層との距離は6kmとし連動を否定しているが、今回の地震から、断層の連動の不安は強くなったと言える。

さらに、この度の地震によって、能登半島西側道路は通行止め等で、集落が孤立し避難・救援ができないという状況が何日間も続いた。島根原子力発電所（以下「島根原発」という。）近傍の「宍道断層」による地震が発生した際にも、同様の事態が生じることは十分に考えられる。鳥取県でも「地域防災計画・震災対策編」で予測しているように、宍道断層が動いた場合の境港市の被害は、「液状化危険度が極めて高い」地域が82.5%、建物被害は全壊数約2,700棟・半壊数約9,700棟・一部損壊数約7,700棟、「境港市・米子市等で地盤の液状化等で市街地の幹線道路が通行困難となる。」と想定されている。

そして原発で重大事故が起きれば、屋内にとどまって被ばくを避けるといった国の指針にもかかわらず、屋内退避が不可能なことが今回の地震で明確になった。加えて、避難が物理的に困難な状況になることも示した。原発事故と地震災害という複合災害発生時の「避難計画」が機能しないことは明確である。

原子力規制委員会は、令和6年1月17日、「原子力災害対策指針」の見直しの検討を決定した（同月18日朝日新聞）。この見直しが行われれば、鳥取県も「地域防災計画」及び「広域住民避難計画」の改訂を行う必要が生まれてくる。この間、私たち県民は原発事故の不安を抱えながら生活することとなる。

したがって、令和4年3月25日に中国電力に発出した「再稼働への了解」を一旦撤回し、留保すべきと考える。

この度の能登半島地震の教訓は、島根原発2号機を動かそうとすることへの、強い警告と受け止め、上記のことを緊急に求める。

▶提 出 者

憲法擁護・平和・人権フォーラム鳥取県

原水爆禁止鳥取県民会議

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－4 (R6.2.19)	地 域	政党助成金の廃止を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 国に対し、政党助成金の廃止を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

政党助成法（平成6年法律第5号）では、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととされ、法において交付に関する手続を定めることで、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするものとされている。

総務省は令和6年1月17日、9政党が令和6年の政党交付金を申請したと発表した。朝日新聞の試算では、交付額は前年と同額の315億3,600万円となる。昨年末に前原誠司衆院議員らが立ち上げた「教育無償化を実現する会」は、1億1,800万円が交付される見込みとなった。政党交付金制度に反対する共産党と、みんなでつくる党（旧NHK党）は申請しなかった。

前原氏らが抜けた国民民主党以外の7党は前年より増額となる見込みで、自民党が1億4,300万円多い160億5,300万円。立憲民主党は68億3,500万円、日本維新の会は33億9,400万円、公明党は29億800万円、れいわ新選組は6億2,900万円、社民党は2億8,800万円、参政党は1億8,900万円。国民民主党は5,300万円少ない11億1,900万円となる見込み。とんでもない多額である。

同法第4条第1項は「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならない」と定めており、政党交付金が好き放題使える状態になっている。今、御承知のように、一部政党は、パーティー券収入をめぐる裏金問題に揺れている。このように、明朗会計ができない政党には、そもそもこのような金員を受け取る資格はない。さらに、政党交付金は、国民にとって、支持しない政党に対し、金員の出捐を強いられることから、憲法上の思想良心の自由に反するのではないかと指摘すらある。

政党は、当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するものや、これに該当しない衆議院議員又は参議院議員を有するもの（5人以下の場合）で、直近において行われた衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるものについて、政党助成法上の政党とした上で、これに対し、得票に250円を乗じた金額が交付される。

しかし、考えてみれば、足羽さんの活動には何らの交付金は支給されないのに、ある程度得票を得た団体だけ優遇され、活動が支援・強化されるのは、国民の思想の自由、また、法の下での平等に反している。

私は、裏金政党に対し、政党助成金という形で税金がわたっているのが、断じて容認できない。

ついては、貴議会において、政党助成金の廃止を求める意見書を国に提出いただきたく、陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－5 (R6.2.19)	地 域	企業・団体献金の廃止を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 国に対し、企業・団体献金の廃止を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由 いわゆる「政治と金」、パーティー券収入の政治資金収支報告書への不記載という裏金問題が世間をにぎわせている。政党はいま、政治資金パーティーのみならず、政党助成金や企業・団体献金によっても、多額の収益を得ている。 企業が政党に献金を行い、それに有利な政策を進めようとすることは、言い方を変えれば賄賂のようなものである。このような官民の癒着をなくすには、企業・団体献金の廃止が不可欠である。 政治家個人の資金管理団体への、企業からの直接の寄付については、平成 12 年 1 月より禁止がされた。ただ、議員が代表を務める政党支部への献金は規制されていない。結局、そこからの支援金を通じ、議員個人に「迂回献金」ができる現状がある。 本当に、企業等のしがらみのない、国民本位の政治のためには、企業団体献金の廃止は必要不可欠であり、企業団体献金の廃止を求める意見書を国に提出いただきたく、陳情するものである。
▶提 出 者 倉吉市 個人